

金山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 6,431	千円 3,881,167	千円 159,437	千円 629,902	% 16.2	% 17.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

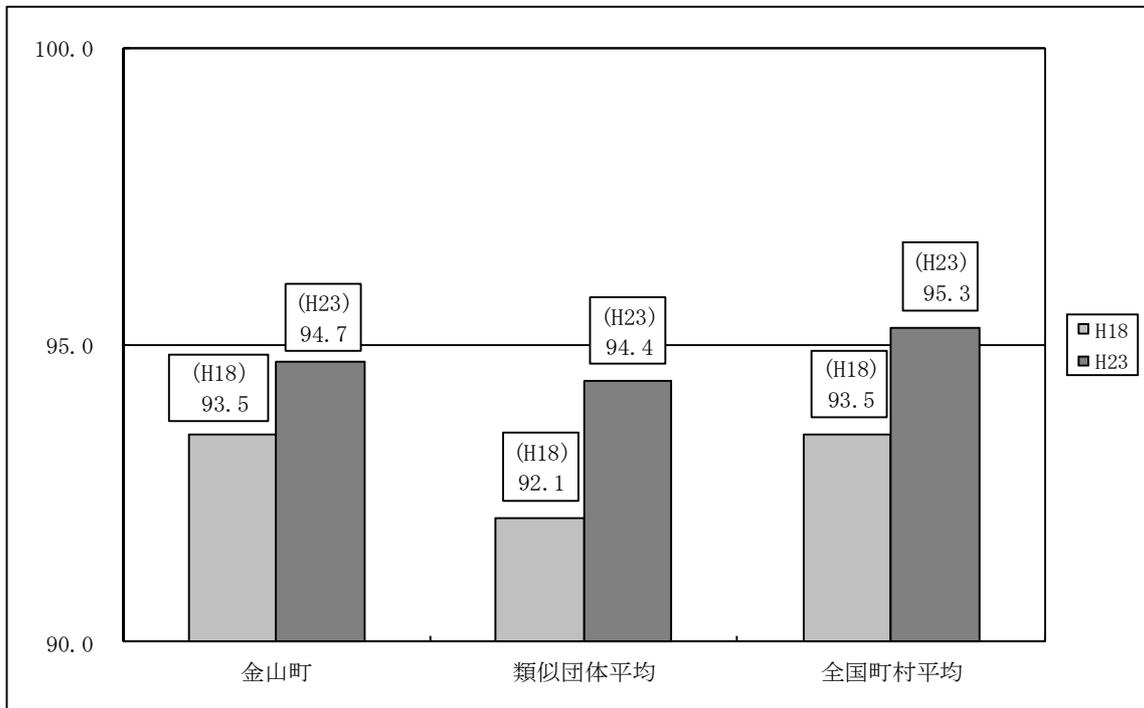
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 70	千円 267,496	千円 34,260	千円 90,541	千円 392,297	千円 5,604	千円 5,567

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

- ① 平成14年4月1日から町長、副町長、教育長の給料月額を減額（H23年4月21日現在、町長20%、副町長10%、教育長5%を減額）
- ② 平成19年度から21年度まで、特別職、医師等を除く一般職の期末手当を年間0.5か月分減額

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
金山町	43.9歳	328,300円	379,376円	353,355円
山形県	44.0歳	349,400円	431,600円	376,400円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
類似団体	43.3歳	320,005円	369,823円	345,856円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
金山町	52.8歳	4人	360,400円	397,575円	383,567円	—	—	—	—
うち調理員	*	1人	*	*	*	調理師	40.3歳	217,500円	*
うち業務員	*	1人	*	*	*	用務員	53.8歳	209,700円	*
うち運転手	*	2人	*	*	*	自動車運転手	50.0歳	187,300円	*
山形県	43.9歳	551人	322,000円	368,800円	343,100円	—	—	—	—
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—	—
類似団体	48.7歳	7人	277,692円	296,230円	288,237円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
金山町	6,321.6千円	—	—
うち調理員	*	2,957.2千円	*
うち業務員	*	2,943.2千円	*
うち運転手	*	2,699.8千円	*

（注）1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成20～22年の3ヵ年平均）

4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものでは

ない。(公務員の技能労務職員については、臨時・非常勤等職員を除外する常勤職員であるが、民間データでは、「フルタイム労働者、契約社員、アルバイト」などが含まれる。)

- 5 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- 6 個人情報の保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、各項の欄をアスタリスク(*)としている。数値のない欄については、ハイフン(-)としている。

(2) 職員の初任給の状況 (23年4月1日現在)

区 分		金山町	山形県	国
一般行政職	大学卒	161,600円	172,200円	I種181,200円 II種172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	139,000円	135,600円	—
	中学卒	134,500円	125,400円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (23年4月1日現在)

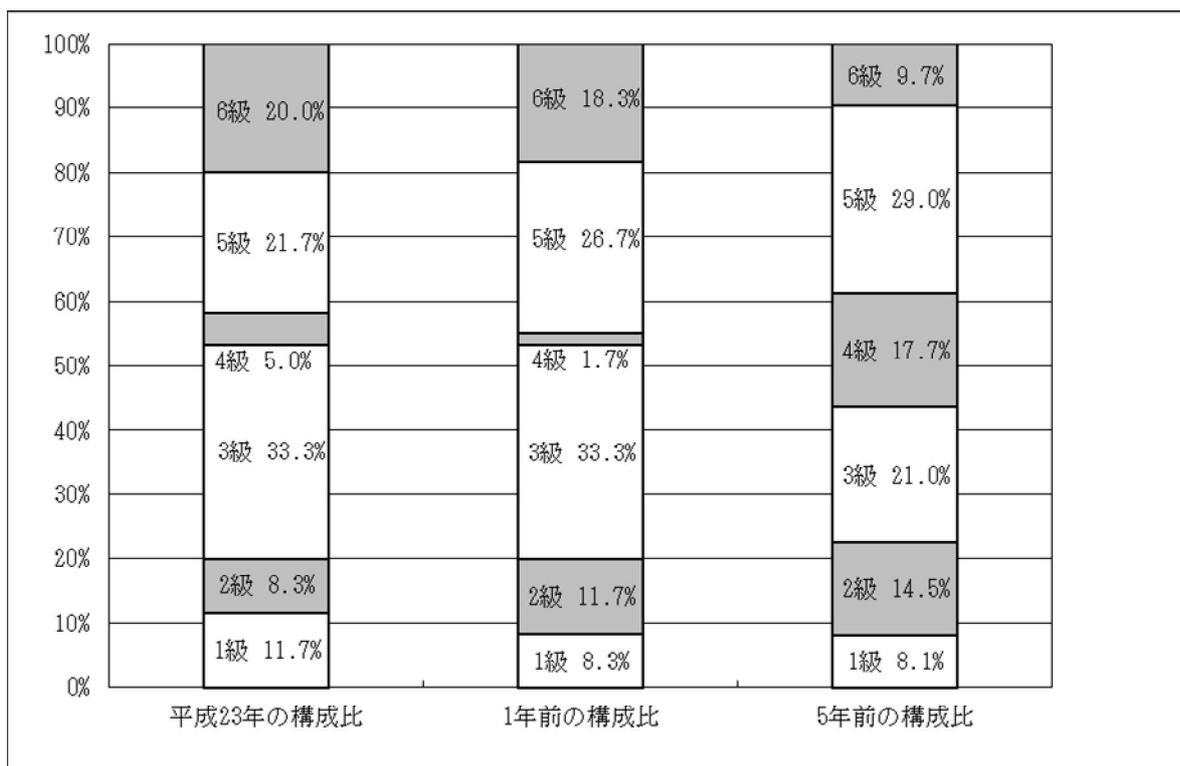
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	240,600円	290,100円	331,900円
	高校卒	207,000円	246,700円	302,500円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・技師 主事補・技師補	7人	11.7%
2 級	主事・技師	5人	8.3%
3 級	係長・主任・主任技師	20人	33.3%
4 級	係長	3人	5.0%
5 級	補佐	13人	21.7%
6 級	課長	12人	20.0%

- (注) 1 金山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度導入途中で、人事評価は昇級に反映させていない。

毎年1月1日現在において、所属長からの報告により各職員の前1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定している。

勤務成績に著しい不良(懲戒処分等)があった場合や顕著な功績があった場合は、所属長からの報告により町長が判断して、昇給を抑制又は特別に昇級させる。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

金山町	山形県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,408千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,535千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.20月分 (1.40)月分 (0.60)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~20% ●管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~20% ●管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日（6月1日、12月1日）前6ヶ月において、懲戒処分を受けた職員については、成績率に差を設けて手当額を決定している。

(2) 退職手当（23年4月1日現在）

金山町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 早期退職特別措置（2～20%加算）			その他の加算措置 早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 26,591千円			—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（23年4月1日現在）

制度はありません

(4) 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）	31,753千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	1,587,630円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）	19.4%		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	索道維持管理に従事した職員	索道維持管理	月額2,500円
防疫等作業手当	防疫等作業に従事した職員	防疫等作業	日額300円
夜間看護手当	看護職員	夜間の看護業務	1回5,500円
研修手当	医師	医師の業務	月額400,000円
医師手当	医師	医師の研修	月額220,000円～420,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	11,992千円
職員一人当たりの平均支給年額(22年度決算)	132千円
支給実績（21年度決算）	11,404千円
職員一人当たりの平均支給年額(21年度決算)	121千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 それ以外6,500円～11,000円	同		14,569千円	224,132円
住居手当	限度額27,000円	同		2,124千円	424,740円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 交通用具利用 限度額44,900円	異	交通用具使用 限度額、距離 区分	4,268千円	79,041円
管理職手当	22,000円～30,000円	異	金額	5,744千円	410,286円
休日勤務手当	祝日法による休日等勤 した場合	同		0千円	0円
単身赴任手当	限度額45,000円	同		0千円	0円
宿日直手当	勤務一回 20,000円～4,200円	異	医師の宿直	7,183千円	2,394,167円
管理職特別勤務手当	勤務一回 10,000円～4,000円	同		0千円	0千円
寒冷地手当	月 7,360円～17,800円	同		7,312千円	70,308円
夜間勤務手当	1時間単価の25%	同		2,885千円	206,091円

6 特別職の報酬等の状況 (23年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	656,000円 (820,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000円 / 523,000円
	副市町村長	558,000円 (620,000円)	666,000円 / 265,500円
	教育長	547,000円 (575,000円)	— 円 / — 円
報 酬	議長	310,000円	355,000円 / 198,000円
	副議長	250,000円	316,000円 / 155,000円
	議員	230,000円	301,000円 / 131,000円
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(22年度支給割合) 3.3月分	
	議長 副議長 議員	(22年度支給割合) 3.3月分	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副市町村長	820,000円×在職月数×100分の56.7 22,317,120円	任期毎
	備考	620,000円×在職月数×100分の33.1 9,850,560円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

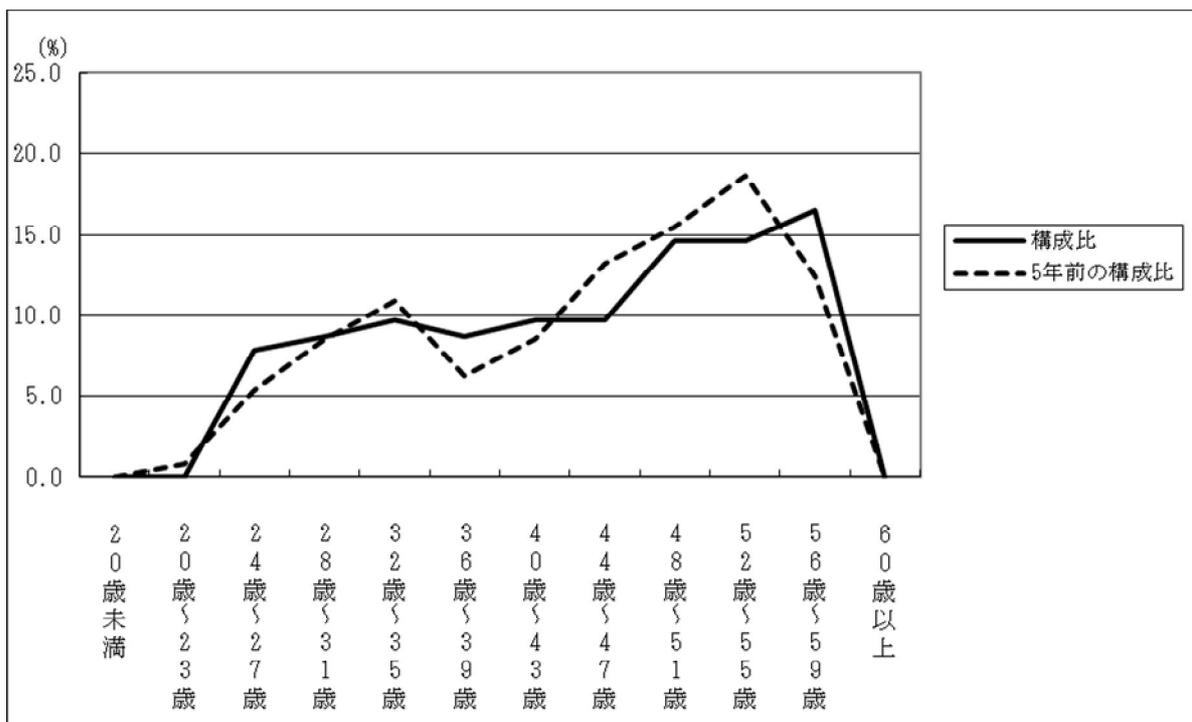
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成22年	平成23年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	△2	退職者の欠員不補充等
		総務企画	23	23		
		税務	5	5		
		労働	10	8		
		農水	2	2		
商工		5	5			
土木	8	8				
民生	4	4				
	計	58	56	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.08人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 97.71人)	
	教育部門	12	13	1	病気休職者への対応	
	小計	70	69	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 107.30人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 121.26人)	
公営企業等部門	病院	水道	24	24	1	国保広域連合派遣職員の増
		交通	2	2		
		下水道	1	1		
その他		6	7			
	小計	33	34	1		
合計			103	103	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 160.16人
			[128]	[105]	[△23]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	8人	9人	10人	9人	10人	10人	15人	15人	17人	0人	103人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	62	60	57	58	58	56	△6(△9.7%)
教育	18	16	14	13	12	13	△5(△27.8%)
消防							(%)
普通会計計	80	76	71	71	70	69	△11(△13.8%)
公営企業等会計計	49	47	34	35	33	34	△15(△30.6%)
総合計	129	123	105	106	103	103	△26(△20.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与比率
22年度	千円 181,977	千円 461	千円 11,641	% 6.4	% 5.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 2	千円 7,874	千円 927	千円 2,840	千円 11,641	千円 5,821	千円 6,443

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、23年3月1日現在の人数である。

イ 特記事項

- ① 平成19年度から21年度まで、特別職、医師等を除く一般職の期末手当を年間0.5か月分減額

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
金山町	45.0歳	343,082円	485,042円
団体平均	45.6歳	362,100円	535,892円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

金山町 (水道事業)	金山町 (普通会計ほか)
1人あたり平均支給額 (22年度) 1,420千円	1人あたり平均支給額 (22年度) 1,408千円
(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（23年4月1日現在）

金山町（水道事業）			金山町（一般職員）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 早期退職特別措置（2～20%加算）			その他の加算措置 早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 退職者なし			1人当たり平均支給額 26,591千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（23年4月1日現在）

制度はありません

エ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）	5千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	2,550円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）	100.0%		
手当の種類（手当数）	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	塩素使用の作業に従事した職	塩素使用作業	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	451千円
職員一人当たりの平均支給年額（22年度決算）	226千円
支給実績（21年度決算）	261千円
職員一人当たりの平均支給年額（21年度決算）	130千円

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）
扶養手当	配偶者13,000円 それ以外6,500円～11,000円	同		294千円	294,000円
住居手当	限度額27,000円	同		0千円	0円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 交通用具利用 限度額44,900円	同		0千円	0円
管理職手当	22,000円～30,000円	同		0千円	0円
休日勤務手当	祝日法による休日等勤した場合	同		0千円	0円
宿日直手当	勤務一回 20,000円～4,200円	同		0千円	0円
管理職特別勤務手当	勤務一回 10,000円～4,000円	同		0千円	0円
寒冷地手当	月 7,360円～17,800円	同		140千円	70,000円
夜間勤務手当	1時間単価の25%	同		0円	0円